

# そらいろ通信 3月

\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

## ◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



三寒四温というより、一寒一温と言いたくなりますが、皆さまいかがお過ごしでいらっしゃるでしょうか。

さて、「褒める」がブームなのでしょう。子どもを育てるにも、若い社員を育てるにも「褒めて育てる」がキーワード、書店の店頭には「上手に褒める」ための本が溢れんばかりに並んでいます。確かに人は褒められると嬉しいのですが、とにかく褒めなければならないのだ…と、どこかムリをさせられているような気がしてなりませんでした…。

そんなとき、子どもが学校から持ち帰ってきたプリントの中に大阪教育大学の園田雅春教授の講演会内容が書かれたもの（西宮市教育委員会発行、家族の絆 vol.38）がありました。それを読み、すっと霧が晴れたような気がしたのです。以下引用です。ご覧ください。

「ホメなければならない」という意識から発せられた言葉や表情には、どこかきつとぎこちないものがあるように思えてなりません。当の子ども達（講演内容は子どものことでした）も「素直に喜んでいいのかしら…」と、こちらの不自然さを敏感に感じとるかもしれません。

こちらが目の前の子どもを「ホメたくなる」ような子どもの事実に直面したとき、だれしも口や表情や所作が晴れやかに躍動しはじめるではありませんか。このナチュラルな姿こそ、もっとも美しいものだと思います。

「ホメなければ」と「ホメたくなる」は、似て非なるもの。じつは、子どもを「ホメたくなる」ときというのは、こちらが子どもに「共感」しているのです。「共振現象」といってもよいでしょう。子どもは「共感」してくれるおとなを前にして最高に心地よくなります。意欲も湧きます。したがって、「ホメなければ」という努力をするよりも、こちらの「共感のアンテナみがき」をこそ、つねに怠らないことです。（中略）でも、つぎの一点だけは肝にしっかり銘じておきたいものです。

『子どもの悪い点ばかりをあげつらっていると、そうやってほしくないような人間になってしまう。』（デニス・ウエイトリー）



## ★これで完璧！ 3月の事務



### ☆所得税・住民税の確定申告・納付☆

平成 21 年分所得税・個人住民税の確定申告・納付の受付が 2 月 16 日から始まります（還付申告は 15 日以前でも受付可能。期限は 3 月 15 日まで）。サラリーマンでも年末調整を受けなかった人、平成 21 年中の年収が 2,000 万円を超える人などは確定申告をする必要があります。また、一定額以上の医療費を支払った人、ローンで新たに住宅を取得した人などは、還付申告により税金が戻ってくる場合があります。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

2 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、3 月 10 日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

2 月分の社会保険料・児童手当拠出金を 3 月 31 日までに納付。

### ☆1 月決算法人の確定申告と納税☆

1 月決算法人の確定申告と納税、7 月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 3 月中の決算応答日までです。

### ☆社員の家族についての異動チェック☆

3~4 月にかけて、社員の家族についても入学・進学・卒業・就職など異動が増えます。扶養控除等（異動）申告書の再提出、健康保険の被扶養者（異動）届など、手続き漏れのないよう注意しましょう。



### \*協会けんぽ 健康保険料率が上がります\*

中小企業が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）は、不況による賃金低下や新型インフルエンザの影響などから、医療費と保険料の収支のバランスが悪化したため、今年度の健康保険料率を現在の全国平均 8.2%から大幅に引き上げ、9.34%へと変更することを決めました。保険料率は各都道府県により異なります。

合わせて、介護保険料も 1.19%から 1.5%へと引き上げられます。

保険料率の変更は、3 月分（4 月納付分）からです。

滋賀：9.33% 大阪：9.38% 奈良：9.35% 和歌山：9.37%  
兵庫：9.36%

## なんと東京に、広告が出現… 残業代未払い請求にご注意！

多くの広告が目をにぎわせていた過払い金返還請求がそろそろ終わりを告げ、次にやってくるブーム!?は、“残業代の未払い請求”であるという噂が流れていると思ったら…先日、なんと東京で残業代未払い請求の広告が出現したそうです。ということは、遅かれ早かれ、関西地方にもこの現象は広まっていくでしょう。

なぜ、残業代がターゲットになるのか？ それは、この部分をつつけばほとんどの会社であらが出てくるからです。訴えられてもうちは完璧だ、という会社はほとんど存在しないのが現実でしょう。労働者とは、現時点で雇用関係のある者のみならず、退職者であっても、在職中の残業代を過去2年分まで請求することが可能なのです。

先月号の内容とも一部かぶりますが、再度おさらいしておきましょう。会社が勘違いをしてしまいやすい主なケースをあげています。

- ①基本給の中に、残業代を含んでいる。
- ②〇〇手当の中に、残業代を含んでいる。
- ③残業手当の単価は、基本給のみを割って出している。
- ④営業職には営業手当を払っているので、残業代を支払う必要はない。
- ⑤管理職なので、残業代はつかないのは当然だ。
- ⑥上記の内容について、入社の際に契約書にサインしてもらっているのに、全く問題ない。

いかがでしょうか？ ①②については、会社側のありがちな主張ですが、残業代部分の金額が明確に区別されていなければ、いくら声高に主張しても一切認められないのです。また、そのことを労働者は知っているのか？ 明確な合意ができていないのか？ということも確認が必要です。⑥のように、いくら書面で交わしていても、法律の内容を下回る条件は全て無効となります。③は、そもそも間違った運用ですし、④や⑤も法律に当てはまるレベルは非常に厳しい内容です。

これらに一つでも当てはまる会社はすぐに対応を始めていただきたいと思います。ただし、もう一方で非常に大切なことは、労働者たちに会社生活に対する不満を減らすように努めることだと考えます。なぜなら、何がしかの不満が、こういった労働条件に対する文句として形に表れることがたいへん多いからです。ですから、労働条件の整備とともに、不満をなくし気持ちよく過ごしてもらうように工夫すること、これがトラブルをなくす両輪だと考えています。

\*いきいきした会社づくりをお手伝い\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

